

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 6 年 6 月28日

【会社名】 モルガン・スタンレー
(Morgan Stanley)

【代表者の役職氏名】 授權署名者 梅 津 香 織
(Kaori Umezu, Authorized Signatory)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10036 ニューヨーク州
ニューヨーク、ブロードウェイ1585
(1585 Broadway, New York, New York
10036, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁 護 士 庭 野 議 隆

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁 護 士 塩 見 竜 一
同 瀧 川 亮 祐
同 早 田 尚 史
同 宮 本 健 太
同 安 達 結 希
同 伊 藤 公 洋
同 香 西 佑 樹

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 (03)6775-1000

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【発行登録書の内容】
提出日 令和 4 年 9 月29日
効力発生日 令和 4 年10月 7 日
有効期限 令和 6 年10月 6 日
発行登録番号 4 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限 7,800億円
発行可能額 768,381,604,861円

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止
期間は、令和 6 年 6 月28日（提出日）から令和 6 年 7
月 1 日までである。

【提出理由】 令和 4 年 9 月29日付発行登録書につき、同発行登録書
において参照すべき旨記載されている参照書類と同種
の書類が新たに提出されたため、本訂正発行登録書を
提出するものである。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

(訂正箇所には下線を付している。)

(第二部 参照情報 第1 参照書類および第2 参照書類の補完情報を以下のように訂正する。)

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2022年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）
令和5年6月29日関東財務局長に提出
事業年度 2023年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）
令和6年7月1日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2023年中（自2023年1月1日 至2023年6月30日）
令和5年9月29日関東財務局長に提出
事業年度 2024年中（自2024年1月1日 至2024年6月30日）
令和6年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和6年4月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和5年7月26日に関東財務局長に提出
上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和6年4月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和5年10月18日に関東財務局長に提出
上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和6年4月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を令和5年12月4日に関東財務局長に提出
上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和6年4月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和6年1月25日に関東財務局長に提出
上記1の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日（令和6年4月18日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を令和6年4月18日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

< 訂正後 >

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2023年度（自2023年1月1日 至2023年12月31日）
令和6年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 2024年中（自2024年1月1日 至2024年6月30日）
令和6年9月30日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

< 訂正前 >

上記有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の第一部 第3「事業の状況」2「事業等のリスク」に記載の事項を以下のとおり差し替える。なお、これらの事項について、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等および発行登録書（訂正を含む。）には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

事業等のリスク

以下の情報は、2023年様式10-Kの抄訳である。

市場リスク

市場リスクとは、市場価格、金利、スプレッド、指数、ボラティリティ、相関関係または市場の流動性等のその他の市場要因のうち、一または複数の水準が変動することにより、ポジションまたはポートフォリオに損失が生ずるリスクをいう。当社は、市場リスクに対して直接的なエクスポージャーを有し

ている。市場リスクは、当社に間接的に影響を及ぼしうる形で当社の取引先および市場に影響を及ぼすこともある。

当社の業績は、市況の変動、世界の金融市場および経済情勢ならびにその他の要因により重大な影響を受ける場合がある。

当社の業績は、これまでに世界の金融市場および経済情勢の影響(特に、米国およびその他の主要市場における経済成長の低迷期または減速期に起因するものを含む。)を、直接的にも、また、顧客取引量に対する影響を通じて間接的にも強く受けており、今後もその可能性がある。かかる影響には、株式、債券および商品の価格の水準およびボラティリティ、金利の水準、期間構造およびボラティリティ、インフレーションおよび通貨価値、その他の市場指数の水準、中央銀行および金融規制当局が策定する財政政策または金融政策のほか、今後の金利動向、政府機関の閉鎖、債務上限または予算をめぐる不確実性が含まれ、これらは経済情勢、景気後退懸念、市場の不安定性または世界的なパンデミック、自然災害、気候関連の事象、戦争行為もしくは武力侵攻、地政学上の不安定性等の広範囲に及ぶ事象の影響に起因する投資家および顧客の信頼の喪失、米国の大統領政権または議会における変化、国際的な貿易政策の変更、サプライチェーンをめぐる問題および関税または保護貿易政策の実施やその他の要因、あるいはこれらのまたはその他の要因の複合によって左右されることがある。

当社の法人・機関投資家向け証券業務の業績は、特に、発行・流通市場のあらゆる種類の金融商品を対象とした取引への関与に係る業績について、当社が制御または確実に予測することのできない各種要因による大幅な市況変動の影響を受ける。かかる変動により、事業フローおよび事業活動や有価証券その他の金融商品の公正価値が変化するため、業績に影響を及ぼすことになる。またこの変動はグローバル市場における取引の水準によっても生じ、かかる水準は特に、市場の不安定性や、予測不能な経済、地政学または市場の情勢に起因する投資家および顧客の信頼の喪失によって影響を受ける場合があり、その結果、投資銀行業務の顧客に依頼された案件や取引の規模、件数および時期、また当社の自己勘定投資によるリターンの実現に影響を与える。

市場環境または経済状況(株式市場の水準、金利変動の水準および速度ならびに資産の評価を含む。)が悪化している時期は、個人投資家によるグローバル市場への信頼度および参加度や預金を含む顧客資産の水準および構成に悪影響を及ぼす可能性があり、その場合、当社のウェルス・マネジメント業務の業績にも悪影響を及ぼすおそれがある。

市場が著しく変動した場合、当社が保有する当社ファンドに対する投資の価値、運用資産に係る投資資金の出入りや顧客による投資資金の配分方法(マネー・マーケット、株式、債券その他の代替的な投資商品を対象とする。)にも変化が生じる可能性があり、当社の投資運用業務の業績にマイナスの影響を及ぼすおそれがある。

当社の金融商品の価値は、市況変動により重大な影響を受けるおそれがある。当社の保有する金融商品の一部は、特に市況の不安定期または変動期においては市場のボラティリティや低流動性、および市場の混乱により評価および収益化が困難となる場合がある。当該金融商品の価値は、今後実勢的な要因を考慮して評価された場合に大幅に変動するおそれがあり、一部の事業においては、過去または将来の手数料および成功報酬(インセンティブフィーともよばれ、キャリドインタレストもこれに含まれる。)に悪影響を及ぼす可能性がある。またこれらの金融商品を売却・決済する際の最終実現価格は、当該時点の市場の需要や流動性に左右され、現在の公正価値よりも著しく低下することがある。上記の要因により、当社の金融商品の価値が低下し、当社の将来的な業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、金融市場は、資産の流動性低下に伴う資産価値の急速な下落に裏付けられた深刻な事象の発生による影響を受けやすい。このような極端な状況において、ヘッジ取引その他のリスク管理戦略は、通常の市況の場合と比べ効果的に取引損失を軽減しない可能性がある。またかかる状況のもとで、市場参加者は特に、市場参加者の多くが同時かつ大規模に適用する取引戦略の影響を受け、その結果、当社の事業にとって個々のカウンターパーティ・リスクが増大する可能性がある。当社のリスク管理・監視手続においては、市場の極端な変動に対するリスクを定量化し軽減するよう努めているが、市場の深刻な事象を予測することは過去の例においても困難であり、当社は、市場で極端な事象が生じた場合には多額の損失を計上するおそれがある。

当社は、大量かつ集中的なポジションの保有により損失のリスクを負う可能性がある。

リスクが集中している場合、当社のマーケットメイク、投資、引受け(ブロック・トレードを含む。)および貸付け(信用取引貸付金の貸付けを含む。)の各業務においては、市況の悪化に際して減収や損失のおそれがある。当社は、上記の各業務に多額の資金を投入しており、ときに特定の産業、国家または地域において特定の発行体が発行する有価証券に対し大きなポジションを取ったり、かかる発行体に多額のローンを提供したりする場合がある。当社が競合他社よりも大きな集中的ポジションを保有する場合、当社はより多額の損失を被る可能性がある。

信用リスク

信用リスクとは、借入人、取引相手方または発行体が当社に対して負う金融債務を履行しない場合に生じる損失のリスクをいう。

当社は、当社に対して債務を負う第三者の債務不履行リスクにさらされている。

当社は、法人・機関投資家向け証券業務では多大な信用リスクにさらされている。このリスクは、各種の貸付コミットメントを通じて顧客に信用を供与すること、取引相手方が当社に対して支払債務を負うこととなるスワップ契約やその他のデリバティブ取引を締結すること、上場デリバティブおよび店頭デリバティブに係る清算ブローカーを務めることにより、顧客による清算機関に対する債務の履行を保証すること、ローン返済額の全額をカバーするには不十分となるおそれのある現物担保または金融担保(不動産および市場性有価証券を含むが、これらに限定されない。)によって保全された短期または長期の資金調達を提供すること、清算機関、決済機関、取引所、銀行、証券会社およびその他の金融取引相手方に対し証拠金または担保の差し入れおよびその他のコミットメントを提供すること、ならびに原債務およびローンについて実際に生じたかまたは予想される債務不履行により資産価値の変動を招くおそれのある有価証券やローンのプールを対象とする投資および売買を行うこと等、様々な事業活動により生じる可能性がある。

また、ウェルス・マネジメント業務でも、有価証券で担保されている信用貸付および証券担保貸付、住宅担保ローン等の住宅モーゲージ・ローン、ならびに、多くの場合、市場性有価証券、民間投資、商業用不動産およびその他の金融資産等の、ローン返済額の全額をカバーするには不十分となるおそれのある各種の担保によって保全された超富裕層顧客向けのストラクチャードローンを含む(但し、これらに限定されない。)、主に個人投資家向けの貸付けについて信用リスクを負っている。

信用エクスポージャーに係る当社の評価額や損失引当額は、複雑なモデル、見積りおよび将来についての主観的な判断に依拠している。現行の評価額や引当額は、認識している水準のリスクには十分に対応していると考えているが、予測とは異なるもしくは予測よりも厳しい将来の経済情勢(インフレーションおよび不動産その他の資産の価格の変動を含む。)、モデルもしくは前提の誤り、または世

界的なパンデミック、自然災害もしくは地政学的な事象等の外的要因が、当社の借入人および取引相手方の信用力または担保価値の誤測定または悪化につながり、結果的に予期せぬ損失が生じるおそれがある。当社はまた、(i)担保の評価額をめぐり取引相手方との間で紛争に陥った結果、または(ii)他の貸付人が担保の評価額にマイナスの影響を及ぼす可能性のある措置を講じた結果、予測を上回る信用損失を被るおそれがある。当社が担保権を行使する場合、当社が(i)信用力のモニタリングを行い、(ii)超過担保を設定し、(iii)追加担保の差入れを要求することができ、または(iv)被担保債務の弁済を強制できたとしても、特に債務を担保する担保が一種類であれば、担保物の価値または流動性の急落により、当社に多額の損失が生じるおそれがある。さらに、より長期的には、気候変動が当社の顧客の財政状態に悪影響を及ぼす可能性があり、その場合、これらの顧客から得られる収益は減少し、これらの顧客に対するローンに関連する信用リスクその他の信用エクスポージャーが増大するおそれがある。当社の信用エクスポージャーの一部は、取引相手方、商品、セクター、ポートフォリオ、産業または地理的地域別に集中することがある。当社のモデルおよび見積りは、関連するエクスポージャー間の相関性を考慮しているが、集中が生じている商品をめぐる市場環境または経済情勢の変化や、集中が生じている取引相手方、セクター、ポートフォリオ、産業または地理的地域に影響を及ぼす外的要因により、予測額を上回る信用損失が生じるおそれがある。

また、当社は複数の中央清算機関の清算参加者として顧客の債務不履行または不正行為について責任を負っており、また、他の清算参加者が債務不履行に陥った場合に金銭的な損失を被る可能性がある。当社では信用エクスポージャーを定期的に審査しているが、発見または予測が困難な事象や状況から債務不履行リスクが生じるおそれがある。

大手金融機関の債務不履行により金融市場に悪影響を及ぼすおそれがある。

多くの金融機関やその他の一部の大手金融サービス会社は互いに信用、トレーディング、清算およびその他の関係を有していることから、その経営の健全性は密接にかつ相互に関連している可能性がある。特定の清算機関、中央機関または取引所を通じたトレーディングの集中化が進めば、これらの金融機関等に対する当社の集中リスクが高まる可能性がある。このため、これらの金融機関等のうちの一または複数に対する懸念や当該金融機関等の債務不履行もしくは不履行の可能性により、市場全体に及ぶ重大な流動性や信用の問題、損失、もしくは他の金融機関の債務不履行につながり、または市場の安定を支えることを目的とした多国間措置への財政支援を求められるおそれがある。これは時として「システミック・リスク」とよばれるものであり、当社が日常的に関係する清算機関、決済機関、取引所、銀行および証券会社等の金融仲介機関に対して悪影響を及ぼすおそれをはらんでいる。したがって、かかる事象により当社が悪影響を受ける場合がある。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報の喪失、事業の混乱、窃盗および詐欺行為等の形で顕在化することのあるプロセスもしくはシステムの不備もしくは機能不全、人的要因(例えば不適切な行為や違法行為)もしくは外的要因(例えばサイバー攻撃や第三者の脆弱性)、法務、規制およびコンプライアンス・リスク、または有形資産に対する損害による損失、あるいは当社の評判に対する損害のリスクをいう。当社は、収益を生ずる業務ならびに情報技術(「IT」)および取引処理等のサポート・管理部門を含め、当社の事業活動全体にわたってオペレーショナル・リスクを負う可能性がある。

当社は、当社または外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)のオペレーションやセキュリティ・システムの機能不全、侵害その他による中断や、人為的ミスまたは不正行為等のオペレーショナル・リスクを抱えており、これにより当社の事業または評判が悪影響を受けるおそれがある。

当社の事業は、日常的に、多種多様な市場において多数の通貨により大量の取引を処理および報告する能力に大きく依存している。当社は、新たな商品やサービスを導入したり、処理・報告手続を変更したりする場合があります(規制要件の新設や取得した会社のプロセスまたはシステムの統合に伴うものを含む。)、その結果、当社が完全には評価または特定しきれない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。

自動化された電子市場を直接利用する傾向や、より自動化されたトレーディング・プラットフォームへの移行に伴い、プログラミング・コードの有効性が継続的に保たれ、かつ、取引を処理するためのデータが完全であることに依拠する、より複雑な技術が使用されるようになっている。内容の異なる事業の遂行や大量の取引の処理については、当社の従業員、コンサルタント、社内システムおよび関連会社以外の外部業者の維持する技術センターのシステムの能力に頼っている。異常なほど大量の取引やサイトの利用があった場合、当社のシステムの動作が許容できないほど遅くなったり、さらには機能停止に陥ったりする可能性がある。当社の取引先や顧客による当社の商品・サービス(当社の自己指図型ブローカレッジ・プラットフォームを含む。)の利用を可能にする当社のITシステムや外部技術について、混乱、障害が生じ、不安定化し、その他これらを有効に維持することができない場合、当社の事業および評判が損なわれる可能性がある。

当社は、世界の資本市場の主要参加者として、データ、モデル、電子取引システムもしくはプロセスの不備または詐欺行為もしくはサイバー攻撃に起因する当社のトレーディング・ポジションのリスク管理や時価評価エラーのリスクに直面している。当社はさらに、貸付取引、証券取引およびデリバティブ取引の処理に利用する決済機関、取引所、清算機関などの金融仲介機関において運営上の機能不全や障害が生じるリスクにも直面している。また、当社または直接もしくは間接的な外部業者(もしくは当該業者が利用する外部業者)のシステム、プロセスまたは情報資産に故障が生じ、または不適切な運用や処分が行われた場合、あるいはコンサルタントや下請業者等の外部業者または当社の従業員が不正または無許可の行為を働いた場合に、当社はこれまでに規制上の制裁を受けており、今後もその可能性があるほか、金銭的損失を被り、流動性ポジションが損なわれ、事業に混乱を来し、または評判を損なうおそれがある。

さらに、複数の金融機関が、中央清算機関、取引所および決済機関と相互接続していることや、これらの清算機関等の重要性が増していることから、ある一つの金融機関または事業体における運営上の機能不全が、当社の業務遂行能力に重大な影響を及ぼしうる業界全体の機能不全につながるリスクが増大している。さらに、少数の外部業者が保有する当社の情報や個人情報の集中により、主要な外部業者における侵害や障害が、業務遂行に係る費用およびリスクを大幅に増大させかねない業界全体の事象を引き起こすリスクも高まっている。このようなリスクは、特定の地理的地域に集中する外部業者に当社が依存する場合に高まる可能性がある。

当社のBCPプランおよびセキュリティ対応プランにより、当社が抱える潜在的なリスクのすべてが完全に軽減される保証はない。当社の事業遂行能力は、当社の基幹設備の障害や当社が拠点とする地域への障害が発生した場合に悪影響を受けるおそれがある。これらの障害には、物理的なアクセスの途絶、ソフトウェアの欠陥や脆弱性、サイバーセキュリティに関する事象、テロ活動、政情不安、疫病の流行、大惨事、気候関連の事象および自然災害(地震、竜巻、洪水、ハリケーンおよび山火事等)、停電、環境問題、コンピュータサーバー、当社が利用する通信プラットフォームその他のサービス、新たな技術(生成人工知能等)、ならびに当社の従業員または取引先が関わる障害が含まれる。当社

は、当社のデータ用にバックアップ・システムを採用しているが、かかるバックアップ・システムは、障害の発生に伴い使用できなくなる可能性があり、影響を受けたデータがバックアップされていなかったり、バックアップから復元できなかったりすることがあり、あるいは、バックアップ・データの復元に多額の費用がかかる可能性もあるため、当社の事業に悪影響が及ぶおそれがある。

技術や技術を基盤としたリスク・管理システムが進化しても、当社の事業は、最終的には当社の従業員や取引先である外部業者の従業員を含む人材に依存している。人為的ミスや適用ある方針、法律、規則または手続の違反があっても、一部のミスや違反は必ずしも、その防止および発見を目的とした当社の技術プロセスや、当社の統制等の手続によって直ちに発見されとは限らない。このようなミスや違反には、計算もしくはインプットの誤り、不注意もしくは二重の支払い、電子メールやその他の通信の宛先の誤り、ソフトウェアもしくはモデルの開発もしくは実行上のエラーまたは判断の誤りのほか、適用ある方針、法律、規則または手続の意図的な無視や潜脱が含まれることがある。当社による新たな技術の活用は、かかる技術によって用いられるアルゴリズムやデータに含まれる未検出の欠陥やバイアスに起因する人為的ミスや不正行為によって損なわれる可能性がある。人為的ミスおよび不正行為は、速やかに発見され、是正されたとしても、当社が多大な損失および債務を負う結果となり、将来的に当社の評判にマイナスの影響を及ぼす可能性がある。

当社は米国外の様々な法域において事業を展開しており、かかる法域には、知的財産、商標、営業秘密、ノウハウならびに顧客の情報および記録といった企業の資産が同程度に保護されない可能性のある法域も含まれる。かかる法域において与えられる保護は、米国または当社が事業を展開するその他の法域におけるものと比べて、確立されておらず、かつ／または、予測しがたいことがある。そのため、かかる法域においては、民間当事者や国家主体と関連のあるまたは国家主体の指揮下にある当事者を含む、国内外の主体によるデータ、技術および知的財産の潜在的な窃盗のリスクも、より高いおそれがある。当社はまた、サイバーセキュリティ、プライバシーならびに情報のガバナンス、移転および保護に関する複雑かつ変化する国内外の法令の適用を受けるが、かかる法令は法域毎に異なり、潜在的に相反する可能性がある。データ、技術または知的財産の窃盗が発生した場合、当社の事業および評判に悪影響が及ぶおそれがあり、これにはかかる法域において事業を運営する当社の子会社、関連会社、合併事業または顧客の営業活動の中断が含まれる。

当社または第三者におけるサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティの侵害または技術的な不具合は、当社の事業遂行能力またはリスク管理能力に悪影響を及ぼし、あるいは個人情報、秘密情報または専有情報の開示または悪用につながり、当社の経営成績、流動性および財政状態にその他の悪影響を及ぼすおそれがあるほか、当社の評判を損なうおそれがある。

金融機関のサイバーセキュリティ・リスクは近年著しく増大しているが、その要因の一部として、新たな技術の急増、金融取引にあたってのインターネット、モバイル通信技術およびクラウド技術の活用のほか、組織犯罪、ハッカー、テロリスト、国民国家、国家支援主体およびその他の主体の巧妙化および活発化が挙げられる。このような主体が従業員、顧客、取引先、ベンダーその他の第三者または当社システムのユーザーを唆して、当社または当社の従業員もしくは取引先のネットワーク、システムまたはデータにアクセスするために機微情報を開示させようとする可能性や、人工知能の活用によってそれらの実効性が高められる可能性もある。世界的な事象や地政学上の不安定性も、米国および外国の金融機関を標的とする国家主導の攻撃の増加につながっている。

情報セキュリティ・リスクはまた、当社の従業員または第三者の人為的ミス、詐欺行為または悪意、ソフトウェアのバグ、サーバーの故障、ソフトウェアもしくはハードウェアの不調またはその他の技術的な不具合によってもたらされる場合もある。例えば、過去には、人為的ミスにより、当社の

物理的なデータ保有端末の紛失が生じた。このようなリスクは、例えば、リモートワーク、新たな技術(生成人工知能等)への依存等の複数の要因によって、または、当社が新たな技術、顧客もしくは第三者サービス・プロバイダーに接することとなる可能性のある買収事業の統合やその他の戦略的な取組みの結果、高まる可能性がある。さらに、当社が取引しまたは情報を共有する第三者、これらが起用する各サービス・プロバイダー、当社を管轄する規制当局および当社の顧客・取引先が認証に使用する情報を共有する第三者もまた、特に顧客の行動に当社のセキュリティ・システムや管理システムの支配が及ばない場合には、サイバーセキュリティ・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの源泉となる可能性がある。サイバー攻撃において用いられる技術は複雑で頻繁に変化し、予測が困難であることから、当社が講じる対策が絶対的な安全性や復元可能性を実現する保証はない。

当社、当社の第三者サービス・プロバイダーおよび当社の取引先が他の金融サービス会社と同様に、不正なアクセス攻撃、情報の取扱ミス、紛失、窃盗または悪用、コンピュータ・ウイルスまたはマルウェア、機密情報の入手、データ破壊、サービスの中断・劣化、システム・ネットワーク妨害またはその他の損害を与えることを狙ったサイバー攻撃、ランサムウェア、サービス妨害(DoS)攻撃、データ侵害、ソーシャルエンジニアリング攻撃、フィッシング攻撃その他の事象にさらされる状況は今後も続く。かかる不正アクセス、情報の取扱ミスまたは悪用やサイバーセキュリティ事象が将来発生しないという保証はなく、より頻繁かつ大きな規模で発生するおそれがある。

当社は、情報保護およびプライバシーに関する各種の州法、連邦法および国際法に基づき保護しなければならない、当社の顧客、取引先および一部の取引相手方に関する個人情報および機密情報を相当な量保有している。かかる法律は相反する可能性があり、または裁判所および規制当局が、当社が予測していなかった形でもしくは当社の事業に悪影響が及ぶ形でかかる法律を解釈する可能性がある。当社または第三者においてサイバー攻撃、情報もしくはセキュリティ侵害または技術的な不具合が生じた場合、当社および当社の外部業者のコンピュータ・システムおよびネットワークによって処理、保管および伝達される当社または当社の顧客、従業員、取引先、ベンダーもしくは取引相手方の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報が損なわれるおそれがある。さらに、かかる事象によって当社、当社の顧客、従業員、取引先、ベンダー、取引相手方または第三者の事業を妨害または障害を引き起こすことがあり、また、当社、当社の従業員、顧客または他の第三者の個人情報、機密情報、専有情報その他の情報の不正な公開、収集、監視、悪用、喪失または破棄を引き起こすことがある。このような事象が生じた場合、当社の顧客および市場における評判が失墜し、顧客満足度が低下し、当社のオペレーションおよびセキュリティに関するシステムおよび基幹設備を維持および更新するための当社の費用が増大し、適用ある情報保護およびプライバシーに関する法律に違反し、規制上の調査および執行措置、訴訟リスクまたは罰金もしくは違約金の対象となるおそれがあり、これらはいずれも、当社の事業、財政状態または経営成績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社が世界中で事業を展開し、大量の取引を処理し、多数の顧客、パートナー、ベンダーおよび取引相手方と取引を行っていることや、サイバー攻撃が複雑化してきていることから、サイバー攻撃、情報侵害またはセキュリティ侵害が発生し、検知されないまま長期にわたって継続するおそれがある。漏洩した情報の範囲、程度、量および種類を当社が特定するまでにはかなりの時間を要する可能性があり、かかる攻撃の影響を完全に把握することはできない場合がある。その間、当社は必ずしも被害の程度やその是正に最適な方法を把握することができるとは限らず、過失または作為の一部は、仮に発見および是正されるとしても、それまでに繰り返されまたは悪化するおそれもある。このような事態はいずれも、サイバー攻撃または情報セキュリティ事象による費用および影響をさらに増大させる。

当社が取引先および第三者ベンダーとの間で締結している契約の多くには補償条項が含まれているが、かかる補償条項により、当社が被った損失を十分に相殺するに足る補償を受けられない可能性があり、補償をまったく受けられない可能性さえある。当社はまた、約款の条件に従い、サイバーセキュリティ・リスクおよび情報セキュリティ・リスクの一部が補償される可能性のある保険も維持しているが、かかる保険は当社に生じる損失の一部または全額を補償するには不十分である可能性があり、当社がかかる保険を引き続き商業上合理的な条件により利用することができるという保証、またはそもそもかかる保険を利用することができるという保証はなく、また、当社の契約先の保険会社が今後生じる請求の補償を拒否しないという保証もない。

当社は、サイバーセキュリティ、レジリエンスおよび情報セキュリティに対する姿勢を維持および強化するために、引き続き投資(技術に対する投資および付随的な技術リスク管理活動への投資を含む。)を行う。サイバーセキュリティおよび情報セキュリティに関するリスクおよび攻撃を管理し、ますます広範化し、変化する新たな規制要件を遵守するための費用は、当社の経営成績および事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクは、当社が資本市場へのアクセスを失い、または保有資産の売却が困難となることによって、事業運営に必要な資金を融通できなくなるリスクをいう。流動性リスクには、継続事業としての当社の存続を脅かす深刻な事業の混乱や評判の毀損を生じさせることなく金融債務を弁済する当社の能力(またはかかる能力についての認識)のほか、当社の流動性に悪影響を及ぼし、新たな資金を調達する当社の能力に影響を及ぼすおそれのある市場事由や特異なストレス事由によって引き起こされる付随的な資金調達リスクも含まれる。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠であり、当社は事業運営上必要な資金調達の大部分を外部の源泉に頼っている。

当社の事業にとって流動性は必要不可欠である。当社の流動性は、当社が長期もしくは短期の債券市場において資金調達を行うことができない場合、有担保貸付市場を利用できない場合、預金呼び込み、維持することができない場合、または顧客もしくは取引先による予期せぬ現金もしくは担保の流出があった場合に、悪影響を受けるおそれがある。当社の資金調達能力は、金融市場に混乱が生じ、または金融サービス業界全体について否定的な見方が示されるなどの、米国やその他の地理的地域における財政問題に対する不安を含む、当社が制御できない要因によって損なわれる場合がある。

さらに、当社の資金調達能力は、当社が多大なトレーディング損失、信用損失または営業損失を被り、格付機関が当社の格付けを引き下げ、当社の事業活動の水準が低下したこと等によって、投資家、預金者もしくは貸出機関が当社の長期・短期の財政見通しを否定的に捉えるようになった場合、規制当局が当社もしくは金融サービス業界に対して重大な措置を講じた場合、または従業員による重大な不正行為や違法行為が発覚した場合にも損なわれることがある。

上述した方法で資金を調達できない場合には、満期を迎える債務やその他の債務を弁済するために当社の投資ポートフォリオやトレーディング資産をはじめ担保設定のない資産を資金調達に用いまたは現金化しなければならないおそれがある。当社は資産の一部を売却できずまたは市場価値を下回る価格で売却しなければならないことがあり、いずれの場合も、当社の業績、キャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の借入コストおよび負債資本市場へのアクセスは、当社の信用格付けに左右される。

無担保での資金調達のコストや利用可能性は、通常、特に当社の長期および短期の信用格付けにより影響を受ける。格付機関は、当社の信用格付けの決定のために重要な一定の当社固有の要因および業界全体にわたる要因について監視を続けている。かかる要因には、内部統制、自己資本、利益の水準や質、流動性および資金調達、リスク選好度およびリスク管理、資産の質、戦略の方向性、事業構成、規制または法律の変更、マクロ経済環境、および予期される範囲の支援の水準等が含まれ、格付機関によって当社や同様の金融機関の格付けが引き下げられるおそれがある。

当社の信用格付けはトレーディング収益の一部に悪影響を与えることがあり、この傾向は特に、相手方のより長期の業績が主な留意事項となる店頭デリバティブおよびその他のデリバティブ取引等の業務(信用デリバティブおよび金利スワップを含む。)において顕著である。法人・機関投資家向け証券業務の事業に関係した一部の店頭トレーディング契約その他について信用格付けが引き下げられた場合には、一定の取引相手方に対し追加担保の差入れまたは債務残高の即時決済を行う必要が生じるおそれがある。

当社のトレーディング契約が終了した場合には、他の資金調達源を確保するか、現金または有価証券による多額の支払いの必要が生ずることで、当社が損失を被り、当社の流動性が損なわれるおそれがある。今後信用格付けが引き下げられた場合に発生する可能性がある追加担保額または契約終了に伴う支払金額は、契約毎に異なり、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、S&Pグローバル・レーティングおよび/またはその他の格付機関の格付けに左右される可能性がある。

当社は持株会社であり、子会社からの支払いに依存している。

親会社は事業を営んでおらず、配当の支払いおよび借入債務を含む他のすべての債務に充当する資金として、子会社からの配当、分配、ローンその他の支払いに依存している。当社と子会社との間の自由な資金移動は、規制上の、税制上のまたは租税選択上のおよびその他の法令上の制約により制限されることがある。特に、銀行子会社およびブローカー・ディーラー子会社を含む当社の多くの子会社は、特定の状況において親会社への資金の流れを制限し、これを阻止または縮小することを規制当局に認める、または、資金の流れや配当そのものを禁じる法令や自主規制組織の規則に服しており、これには、ある事業体が財政難に陥った場合に、当該事業体の顧客および債権者を保護する目的で米国外の規制当局が実施する「囲い込み」措置も含まれる。

かかる法令および規則は、債務返済に必要な資金の調達を妨げる可能性がある。さらに当社は、銀行持株会社であることで、配当の支払いを禁止または制限されるおそれがある。連邦準備制度理事会(「FRB」)、米国通貨監査局および米国連邦預金保険公社(「FDIC」)は、監督対象とする当社や当社の米国銀行子会社等の銀行業務機関が配当を支払うことまたはその他の資本措置を講じることを禁じ、または制限する権限を有しており、また状況によりその義務を負う。

当社の流動性および財政状態は、従来より米国および世界の市況と経済情勢による悪影響を受けており、今後もその可能性がある。

当社の長期もしくは短期の債券・株式市場からの資金調達または有担保貸付市場の利用は、過去において米国および世界の市況と経済情勢によって重大な悪影響を受けたことがあり、また将来においてもその可能性がある。

とりわけ、資金調達コストと調達源の利用可能性については、信用市場における流動性の低下、金利や信用スプレッドのさらなる拡大により過去に悪影響を受けており、かかる状況は今後も生じるおそれがある。米国、欧州およびその他の世界の市場と経済における著しい混乱は、当社の流動性およ

び財政状態に悪影響を及ぼし、また当社と取引を行おうとする取引相手方や顧客の一部の意欲を減退させる可能性がある。

法務、規制およびコンプライアンス・リスク

法務、規制およびコンプライアンスに関するリスクには、当社が、当社の事業活動に適用される法律、規制、規則、関連する自主規制機関の基準および行為規範を遵守しなかったことにより負う法令上もしくは規制上の制裁、罰金、課徴金、判決金、損害賠償金もしくは和解金等の重大な財務上の損失、当社の事業に対する制約または評判の失墜に関するリスクが含まれる。またかかるリスクには、取引相手方の履行義務が執行不能となるリスクをはじめとする契約上および商業上のリスクのほか、マネーロンダリング防止、テロ資金供与および腐敗防止に関する規則および規制の遵守も含まれる。

金融サービス業界は、広範な規制に服しており、規制の変更により当社事業は影響を受ける。

当社は他の主要な金融サービス会社と同様に、増加しつつある複雑な制裁および開示制度を含む、米国の連邦および州の規制機関や証券取引所、ならびに事業を行う各主要な市場の規制当局および取引所による広範な規制に従っている。数および複雑性が増し続けているこれらの法令は、事業遂行の方法およびそれに伴う費用に重大な影響を及ぼし、当社の既存の事業の範囲を制限するおそれがあり、商品の提供を拡大する能力や一定の投資を継続する能力を制限する場合がある。

当社および当社の従業員は、幅広い規制および監督に服しており、これにより当社は、事業および買収等を通じた当該事業の拡大に係る計画に対する徹底的な調査、取引に対する制限、さらに厳格な自己資本・流動性・調達要件およびその他の強化された健全性基準を課すシステミック・リスクに係る制度、破綻処理制度および破綻処理計画要件、総損失吸収力(「TLAC」)および外部長期負債の最低保有額維持に関する要件、事業活動および投資に対するボルカー・ルールによる制限、ならびに包括的なデリバティブ規制、金利ベンチマーク要件、コモディティ規制、市場構造規制、消費者保護規制、税法および解釈、反トラスト法、取引報告義務、拡大された信認義務および開示要件等の対象となっている。

継続的な法令の施行、当社による法令遵守の取り組みまたは法令の改正(範囲、適用、解釈や執行の変更を含む。)は、当社事業の収益性や保有資産の価値、当社の法人所得税費用や実効税率に大きく影響し、当社に追加的な責任の法理および費用の負担を課し、事業実務の変更を求め、もしくは事業の廃止を余儀なくし、当社の配当支払能力および自己株式買戻能力に悪影響を及ぼし、または、当社の株主もしくは債権者に不利に影響するような方法を含め、当社に資本の調達を要求する可能性がある。

さらに、外国の政策決定機関および規制当局が課している規制上の規則は当社が服する米国規制に矛盾または抵触する可能性があるため、当社に悪影響が及ぶおそれがある。

大手金融機関の秩序ある破綻処理を促進するための米国またはその他の法域の規制要件および戦略が適用されることにより、当社が発行する有価証券の保有者は、より大きな損失のリスクにさらされ、当社は他の規制の適用を受けるおそれがある。

当社は、重大な財政難または破綻に陥った場合に米国連邦破産法に基づき迅速かつ秩序ある破綻処理を行うための戦略を定めた破綻処理計画をFRBおよびFDICに2年おきに提出する義務を負う。FRBおよびFDICが、当社が提出した破綻処理計画が信頼性に欠けるまたは秩序ある破綻処理の促進に資しないと共同で判断し、当社が規制当局から指摘された不備に対処することができない場合、当社または当社の子会社は、より厳格な資本、レバレッジまたは流動性要件を課されるか、自社の成長、活動ま

たは業務を制限される可能性があり、また、2年間が経過した後に、当社は、資産または事業の売却を求められるおそれがある。

また、一定の手の続の履践を条件として、当社は、米国連邦破産法に基づく破綻処理の対象となる代わりに、ドッド・フランク・ウォール街改革および消費者保護に関する法律(「ドッド・フランク法」)タイトルIIに基づく秩序ある清算権限のもと、FDICをレシーバーとする破綻処理手続が当社に適用される可能性もある。秩序ある清算権限に基づきFDICが有する、債権者が有する各債権の順位を考慮せず、特定の状況においては、似た境遇にある債権者に異なる扱いを適用する権能(一定の制限に服する。)は、当社の無担保債務の保有者に悪影響を及ぼすおそれがある。

また、当社の破綻処理計画において米国連邦破産法に基づくシングル・ポイント・オブ・エントリー(「SPOE」)破綻処理戦略が企図されているだけでなく、FDICも秩序ある清算の権限に基づく自己の権能を行使する方法としてSPOE破綻処理戦略を提案していることから、当社の破綻処理計画が実施されるにせよ、秩序ある清算権限に基づき破綻処理手続が開始されるにせよ、合理的に予測される結果は、SPOE破綻処理戦略の適用であると考えられる。SPOE破綻処理戦略は一般に、一部の子会社が破綻処理戦略の実施に必要なリソースを有するように、親会社が、十分な資本および流動性を当該子会社に提供することを企図しており、親会社は、当該事業体との間で、かかる資本および流動性を当該事業体に提供することを定める担保付修正再表示サポート契約を締結している。

さらに、親会社の直接完全子会社であるモルガン・スタンレー・ホールディングス・エルエルシー(「資金調達中間持株会社」)が破綻処理のための資金調達ピークルとして機能している。親会社は、資金調達中間持株会社に一部の資産を譲渡しており、また、継続的に譲渡することに同意している。破綻処理シナリオが生じた場合、子会社の株式および一定のその他の資産を除き、修正再表示サポート契約の条件に基づき拠出可能な親会社の重要な資産の全部を、資金調達中間持株会社に拠出することを義務付けられる。資金調達中間持株会社は、担保付修正再表示サポート契約の条件に従い、一定のサポート対象子会社に資本および流動性(場合による。)を提供することを義務付けられる。

修正再表示サポート契約に基づく親会社および資金調達中間持株会社それぞれの債務は、多くの場合、親会社の資産(子会社の株式および一定のその他の資産を除く。)および場合により資金調達中間持株会社の資産によって優先的に担保される。その結果、一定のサポート対象子会社(資金調達中間持株会社を含む。)がかかる担保資産に関して親会社の資産に対して有する請求権は、実質的に、親会社の無担保債務に優先する。

SPOE破綻処理戦略は、当社の破綻処理計画に基づき適用されるか、秩序ある清算の権限に基づく破綻処理手続のなかで適用されるかにかかわらず、債権者全体にとってより良い結果がもたらされるようにすることを目的としているが、同戦略(担保付修正再表示サポート契約に基づく親会社のサポート対象子会社に対するサポートの提供を含む。)が適用されることにより、当社が発行する有価証券の保有者に、当社に別の破綻処理戦略が適用された場合よりも大きな損失が発生しないという保証はない。

規制当局は、米国連邦破産法に基づくSPOE破綻処理戦略、秩序ある清算権限およびその他の破綻処理制度を推進するために様々な措置を講じ、または提案している。例えば、FRBは、米国のグローバルなシステム上重要な銀行に該当する、当社をはじめとする一流銀行持株会社に対して、株主資本および適格長期負債を含む、十分なTLACの維持を義務付けている。これは、かかる銀行持株会社の破綻時に、SPOE戦略が適用される場合は、負債を株式に転換することや、適格TLACに損失を負わせることによって資本を再構築するのに十分な損失吸収力を有するよう確保することを目的としている。SPOE破綻処理戦略とTLAC要件が組み合わさることにより、納税者や政府による財政支援を要することなく、

当社のサポート対象子会社の債権者に損失を負わせる前に、親会社が発行する適格長期負債およびその他の形態の適格TLACの保有者が当社の損失を負うこととなる。

また、英国および欧州連合(「EU」)諸国を含む一部の法域においては、一定の無担保債務の元本を削減したり、一定の無担保債務を株式に転換したりすることによって、当該法域において設立された破綻事業体の資本を再構築する能力を破綻処理当局に付与するべく破綻処理制度をすでに変更し、または変更するための手続を行っている。かかる「ベイルイン」権限は、損失を株主および無担保債権者に割り当てることによって、破綻事業体の資本再構築を可能にすることを目的としている。これにより、当社が連結ベースで必要とする資本および流動性の全体的な水準が上昇する可能性があり、その結果、ストレス下にあるときを含め、当社の関連事業体の間で資本および流動性を効率的に分配する当社の能力が制限される可能性がある。米国外の規制当局も、大手金融機関の一定の子会社が、破綻時に損失を当該子会社から親会社に、ひいては、親会社の発行する有価証券の保有者に転嫁することとなるTLACを最低限の額維持するよう義務付ける要件を検討している。

当社は、規制上の制約または自己資本比率要件の改定により、配当を支払いまたはその他の資本措置を講じることを妨げられるおそれがある。

当社は、FRBによる包括的な連結監督、規制および検査(自己資本比率要件、ストレステストおよび資本計画に関するものを含む。)の対象となっている。当社は、少なくとも1年に1度、株主に対する配当支払、当社の流通有価証券の買戻しおよび当社が実施しようとするその他の資本措置について定めた資本計画をFRBに提出する。資本計画に記載した資本措置を講じる当社の能力は、特に、FRBが実施する監督上のストレステストの結果や、FRBにより課される自己資本比率要件の当社による遵守状況に左右される。

また、FRBは、自己資本比率要件を改定して、資本措置を講じる当社の能力を制限する、より厳格な要件を課し、または、当社の営業費用を増加させ、資本措置を講じる当社の能力を妨げるその他の規制基準や制限を改定もしくは課すおそれがある。

金融サービス業界は重大な訴訟に直面しており、広範な規制当局および法執行機関による調査の対象となっているため、当社の評判が損なわれまたは当社が法的責任を負うおそれがある。

当社は国際的な金融サービス会社として、事業を行うすべての国において政府や自主規制機関による調査および手続の対象となるリスクに直面している。かかる調査および手続や課される制裁および罰金の金額は、金融サービス業界に引き続き影響を与えている。一部の米国および外国の政府機関は、金融機関に対する刑事訴訟を提起し、または、金融機関について刑事上の有罪判決、有罪答弁、起訴猶予合意もしくは訴追免除合意を求めている。当社に対し重大な規制上の措置または法執行措置が講じられた場合、当社の事業、評判、財政状態または経営成績が重大な悪影響を受け、当社の民事訴訟リスクが高まるおそれがある。

これらの当局による調査および手続の結果、不利益な判決、和解、罰金、制裁、不当利得返還、原状回復、没収、差止めその他の処分を課せられるおそれがある。また、かかる調査および手続には、当社が特定の行為を行ったことを認めるという要件がこれまで含まれており、今後含まれる可能性があり、その結果民事訴訟のリスクが高まるおそれがある。さらに、かかる措置により担保に関する影響が生じており、今後生じる可能性がある。例えば、上記のような事由により、当社の事業の一部の遂行能力が影響を受けたり、または制限を受けたりするおそれがある。

当社は、一部の調査および手続の解決の一環として、所定の措置を講じるよう求められており、今後その可能性があり、かかる措置を講じなかった場合、民事および刑事双方の追加的な調査または手続ならびに追加的な制裁、罰金、判決その他の処分等の不利益な結果につながるおそれがある。

ドッド・フランク法は、証券またはコモディティ関連法令の違反に関して執行措置を成功に導くような情報を米国証券取引委員会(「SEC」)または米国商品先物取引委員会(「CFTC」)に提供した内部告発者に対して報酬を与える。この報酬により、当社がSECまたはCFTCから受ける調査の数は増加する可能性がある。

当社は随時、グローバルで多様な総合金融サービス機関としての通常の事業活動に関連して各種の訴訟(仲裁および集団代表訴訟等を含む。)の被告とされあるいは規制当局が行う調査および手続の対象とされており、これらの係属中または提起されるおそれのある訴訟または規制措置のなかには、多額の補償的・懲罰的損害賠償や不特定額の損害賠償が請求されるもの、または当社に不利益な重大な制裁、罰金その他の結果をもたらす可能性のあるものもある。

また本来は主たる被告となるべき第三者事業体がすでに破産していたり、財政危機に直面していたりする事例や、適用ある補償義務を履行することができない事例もある。反トラスト訴訟等の別の事例においては、他の機関も関与する共謀の容疑に関し、三倍損害賠償またはその他の救済を求める、他の被告との連帯責任を追及する請求の対象となる場合もある。当社はさらに、他の大企業と同様、従業員の不正行為(ポリシー、法律、規則および規制に対する違反や秘密情報の不適切な使用または開示を含む。)や不適切な営業慣行その他の行為のリスクにもさらされている。

当社は、商業用・住宅用不動産担保ローンに関連する表明保証について責任を問われる可能性があり、その結果、当社の準備金を上回る損失を被るおそれがある。

当社は、商業用・住宅用不動産によって担保されたローンのオリジネーションを行っている。さらに、当社は多種多様な商業用・住宅用不動産ならびに当該不動産関連の資産および商品の証券化とトレーディングにも従事している。この業務との関連で当社は一定の表明および保証を行っており、または別段の方法で責任を負う旨合意している。かかる表明および保証に違反があった場合、当社は一定の状況下で当該資産を買い取り、または当該資産に関連した他の支払いを求められる場合があり、結果として損失を負う可能性がある。当社はまた、当社が商業用モーゲージ担保証券および住宅用モーゲージ担保証券として証券化した一定のローンに係るオリジネーターとしての役割に関連した表明保証も行った。

利益相反に適切に対処できない場合、当社の事業および評判は悪影響を受けるおそれがある。

当社は、国際的な金融サービス会社として事業法人、政府、金融機関および個人等の多数かつ多様な顧客に対し商品およびサービスを提供しているため、通常の業務の過程で利益相反が生じるおそれがある。例えば、当社と顧客の間もしくは顧客同士の間において、従業員と当社もしくは顧客との間で、または当社が顧客の債権者となりうる状況において利害関係に相違があった場合、潜在的な利益相反を生じることがある。また、当社は、当社による買収によるものを含め、複数のブランドおよびビジネスチャネルを活用しており、引き続き事業セグメントを越えた連携の強化を図っていくため、潜在的な利益相反や不適切な情報共有のリスクが高まるおそれがある。

当社は、潜在的な利益相反の特定および対応を目的とした方針、手続および制度を設けるとともに、かかる潜在的な利益相反を管理するために、開示の活用等の様々な施策を講じている。しかしながら、潜在的な利益相反の特定および低減は複雑かつ困難であることがあり、メディアによる注目や規制当局による調査の対象とされるおそれがある。現に、利益相反状態を生ずるに留まるのみと思わ

れた行為が、実際の利益相反の可能性は低減されているにもかかわらず当社の評判を危険にさらすおそれもある。そのため、潜在的な利益相反によって、新たな訴訟が提起されたり強制的な措置が採られたりする可能性もあり、これが利益相反の可能性のある取引を行おうとする顧客の意欲を減退させ、当社の事業および評判に悪影響を及ぼすおそれがある。

当社を管轄する規制当局はまた、特定の取引の綿密な調査等により当社の活動に潜在的な利益相反がないかを精査する権限を有する。例えば、当社はFRBの監督に服する銀行持株会社であることから、当社の米国銀行子会社とその関連会社との間の取引についてFRBによる直接の監視下に置かれている。さらに、当社は、ボルカー・ルールに基づき、当社と顧客との間の一定の取引について、規制上の監視を受けている。

リスク管理

当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、またはすべての種類のリスクに対し、自己のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合があり、結果的に、予期せぬ損失が生じるおそれがある。

当社は、リスク管理機能の整備に多大な資源を費やしており、今後も同様に継続していくことが期待される。にもかかわらず、市場エクスポージャー、信用エクスポージャー、流動性エクスポージャーおよびオペレーショナル・エクスポージャーを評価するための各種リスク・モデルやヘッジ戦略の採用、ストレステストおよびその他の分析を含む当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続は、あらゆる市場環境下で、または、確認もしくは予測されていなかったものを含むすべての種類のリスクに対して、当社のリスク・エクスポージャーの軽減に完全に有効でない場合がある。

当社の事業が変化および成長し(買収による場合を含む。)、生成人工知能等の新たな技術が導入および適用され、当社が事業を展開する市場も進化するにつれ、当社のリスク管理に係る戦略、モデルおよび手続がかかる変化に常に適応できるとは限らない。当社のリスク管理手法のなかには、過去に観察された市場動向および経営陣の判断に基づくものがある。そのため、かかる手法によって将来のリスク・エクスポージャーを予測することができず、エクスポージャーが過去の測定結果に示されるものから大幅に拡大する可能性がある。

また、当社が採用するモデルの多くは、各種資産の価格やその他の市場指標の相関関係についての仮定やインプットに基づいているため、パンデミックや突然の地政学上の衝突の影響等の、突然の、予期しない、あるいは特定不能な市場または経済の動向を予測することはできず、その結果、当社に損失が生じるおそれがある。

特に市場リスク、信用リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク、モデル・リスク、法的リスク、規制リスクおよびコンプライアンス・リスクの管理は、多数の取引および事象の適切な記録と検証を行うためのポリシーおよび手続を要するが、かかるポリシーおよび手続が完全に有効には機能しない場合がある。また当社のトレーディング・リスク管理の戦略および手法においては、売買ポジションによる収益力と潜在損失に対するエクスポージャーとの均衡を図っている。

当社では、広範かつ分散された一連のリスク監視・軽減手法を導入しているが、かかる手法およびその適用の判断において、すべての経済上、財政上の結果および結果発生の時期を予想することはできない。例えば、当社のトレーディング業務または投資業務において比較的流動性の低い取引市場が関与する場合、あるいはその他何らかの事情で売却またはヘッジが制限される場合、当社はポジションを減少させることができず、ひいては、かかるポジションに伴うリスクも軽減することができないことがある。そのため、当社はトレーディング業務または投資業務において損失を被る可能性がある。

物理的リスクまたは移行リスクとして顕在化する気候変動は、費用およびリスクの増大をもたらし、当社の業務運営、事業および顧客に悪影響を及ぼすおそれがある。

気候変動および関連する環境持続可能性の問題に伴うリスクへの懸念は引き続き増大している。気候変動の物理的リスクには、洪水、ハリケーン、熱波、干ばつおよび山火事等の急性の気候関連事象や、世界の平均気温の上昇、海面上昇および長期にわたる干ばつ等の慢性的かつ長期的な気候パターンの変動により生じる人および財産に対する損害が含まれる。かかる事象は、当社や当社の顧客または当社が依拠する第三者の業務運営に混乱を来たすおそれがあり、これには、物的資産に対する直接的な損害や、サプライチェーンの混乱および市場の変動による間接的な影響が含まれる。かかる事象により、当社の一部の取引先または顧客の債務弁済能力に影響が及び、担保の価値が低下し、保険の費用および利用可能性等のコストが増加し、またはその他の悪影響が生じる可能性がある。

気候変動の移行リスクには、政策、法律、技術および市場の変化が含まれる。かかる移行リスクの例としては、消費者や企業のマインド、関連する技術および株主の嗜好の変化や、開示の拡大や炭素税の引上げ等の追加的な規制・法律上の義務が挙げられる。かかるリスクにより、当社の支出が増加し、一定の事業活動を追求したり、一定の商品およびサービスを提供したりする当社の能力が制限されることによるものを含め、当社の戦略に悪影響が及ぶ可能性がある。当社の顧客の一部に生じる収益性の低下や資産の評価減等のマイナスの影響により、当社の信用リスク、カウンターパーティ・リスクおよび流動性リスクの増大にもつながるおそれがある。

さらに、気候変動に悪影響を及ぼすおそれのある、または気候変動に対する悪影響と関連のある一定の対応に当社または当社の顧客が関与した結果、当社の評判や顧客との関係に悪影響が及ぶ可能性がある。一貫性のない要件や不確実性等の気候関連リスクに関する法律または規制の変化によって、収益が失われ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、規制リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスクおよびその他のリスクならびに費用が増大する可能性がある。

気候関連の目標やコミットメントを達成する当社の能力およびその方法はまた、世論、法律上のおよび規制当局の監視(米国連邦政府および州政府ならびに外国の政策立案者および規制当局によるものを含む。)、訴訟ならびに投資家およびステークホルダーが寄せる信頼の低下に伴い、評判の毀損を引き起こすおそれがある。気候変動に関する当社の目標を達成できない場合や、当社の現行の気候変動に対する対応が非効果的もしくは不十分とみなされた場合、または当社による対応が否定的に受けとめられた場合、当社の事業および評判に損害が生じる可能性がある。

気候変動に伴うリスクや、気候変動に関する規制当局、政府機関、株主、従業員およびその他のステークホルダーの認識ならびに地政学的事象は、急速に変化を続けており、結果として気候関連のリスクおよび不確実性が当社に及ぼす最終的な影響を評価することが難しくなっている。気候リスクは、他種のリスクと相互に関連しているため、当社は、当社のリスク管理実務や、当社のガバナンス体制に気候リスクに関する考慮事項を組み込むプロセスを整備し、継続的に強化している。当社のリスク管理実務にもかかわらず、気候関連事象の時期および深刻度や、かかる事象を受けて生じる社会的または政治的な変化は予測が不可能であるため、気候リスクを予測、特定、監視および軽減することは困難となっている。

また、気候リスクを管理・監視するために用いられる手法およびデータは絶えず変化している。現在のアプローチでは、外部ソースが発表した情報または要素(最新のデータまたは最も正確なデータを反映していない可能性がある。)から得られた情報および見積りを使用している。気候関連のデータ、特に、顧客および取引相手方の温室効果ガス排出量は、依然として入手困難であり、品質にばらつきがある。外部情報の一部もまた、手法が進化し、精緻化されるにつれ、時の経過とともに変化する可

能性がある。当社は、現時点ではかかる情報は入手可能な最良のものであると考えているが、限られた範囲の検証しか行うことができない。さらに、気候関連のリスクを分析するためのモデル化の能力や手法は、改良されつつあるものの、依然として初期段階にあり、新興の存在である。これらのおよび他の要因により、結果が大きく乖離する可能性があり、その結果、気候関連リスクを管理する当社の能力に影響が及ぶ可能性がある。

一部の金利ベンチマークの代替または改革は、当社の事業、有価証券、財政状態および経営成績に悪影響を及ぼすおそれがある。

FRBをはじめとする世界各国の中央銀行は、ロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)を代替し、その他の一定の金利ベンチマーク(総称して「IBOR」)を代替または改革するための近年の取組みを主導してきた。IBORから代替的な金利への移行およびその他の潜在的な金利ベンチマークの改革は複数年にわたって進行中である。

これらの改革の結果、上記の金利は、これまでとは異なるパフォーマンスを見せ、全面的に廃止され、または市場の予測とは異なるその他の影響を生じさせており、今後もその可能性がある。

現在進行中の市場によるこれらの金利ベンチマークから代替参照金利への移行は複雑であり、当社の事業、有価証券、財政状態および経営成績に以下に掲げるものを含む様々な悪影響を及ぼす可能性がある。

- ・当社の金融資産および金融負債に含まれる、かかる金利ベンチマークに連動する有価証券、ローンおよびデリバティブ等の広範な金融商品の価格、流動性、価値、リターンおよび取引にマイナスの影響が及ぶ可能性がある。
- ・一または複数の代替参照金利による従来の金利ベンチマークの代替に対する当社の(または市場の)対応、準備状況、移行計画および手続について規制当局から照会、審査またはその他の措置を受ける可能性がある。
- ・代替参照金利へのフォールバック条項またはその他の関連規定等のIBORを参照する商品に係る条項の解釈および執行可能性、代替参照金利へフォールバックする場合には、IBORと各種の代替参照金利との間の根本的な相違に起因する経済的影響、法的影響、業務上の影響またはその他の影響を含め、様々なシナリオにおいて、あるいは、適用ある法律、規制または規則の解釈に関して、顧客、取引相手方および投資家との間の紛争、訴訟またはその他の法的手続が生じる可能性がある。
- ・上記の各要因に伴い当社に追加の費用が生じる可能性がある。

上記以外の要因としては、代替参照金利への移行のスピード、キャッシュ市場とデリバティブ市場との間のタイミングのずれ、代替参照金利に固有の条件・パラメータおよび市場による代替参照金利の受入れ、特定の商品に関連して代替参照金利を使用するにあたっての市場慣行(業界またはその他のグループによる慣行の提案または推奨の時期および市場によるその採用を含む。)、代替参照金利を参照する商品の価格および取引市場の流動性、ならびに一または複数の代替参照金利に適切なシステムおよびデータ解析にさらに移行し、これらを開発する当社の能力が挙げられる。

競合的環境

当社は金融サービス会社等との厳しい競争に直面しており、このために当社の収益および収益性に重大な悪影響を及ぼす価格圧力が生ずる可能性がある。

金融サービス業界および当社の事業のすべての側面における競争は大変激しく、この状況は今後も変わらないものと予想される。当社は、米国内外(場合によりインターネット経由を含む。)で金融およびそれに付随するサービスを提供する商業銀行、投資銀行、証券会社、保険会社、取引所、電子取

引および清算プラットフォーム、財務データのレポジトリ、投資顧問、ならびにミューチュアル・ファンドのスポンサー、ヘッジファンド、実物資産ファンド、プライベート・クレジット・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンド、エネルギー会社、金融テクノロジー企業等とも競合している。当社はまた、オンラインの取引・銀行サービス、投資顧問サービス、ロボアドバイザー機能、デジタル資産に関する機能およびサービスへのアクセスならびにその他の金融商品およびサービスを提供する企業とも競合している。当社は、取引の実行、資本や資本調達、商品とサービス、イノベーション、テクノロジー、評判、リスク選好および価格等のいくつかの要素に基づいて競争を進めている。

広範な金融サービスに従事する金融機関が撤退した事業が相次いで他社に買収または合併され、あるいは破産を宣言したことにより、長期を経て金融サービス業界の一部の分野で集約が進んでいる。かかる変化により、残存する競合他社がより多く資本を獲得したり、より広範な商品・サービスを提供する能力、および地理的に分散するなどによってその他の資源を獲得したりする場合や、新たな競合他社が現れる可能性もある。

当社は、上記のような要因や一部の競合他社が価格の引下げ、委託手数料その他の手数料の廃止や、より有利な取引条件の提示によって市場シェアの獲得を図ることにより、価格圧力を受けており、今後も受ける可能性がある。加えて、当社の競合他社の一部は、当社と異なる、または場合によっては当社に比べて緩やかな法務・規制上の制度に従っており、当社は競争において不利な状況に置かれている。金融テクノロジー分野における新たな競合相手の一部は、当社の事業のうち、革新的な事業モデルまたはさほど規制の厳しくない事業モデルによる混乱の影響を受けやすい既存セグメントをターゲットにしようとしている。

取引市場の自動化ならびに新たな技術の導入および適用により当社事業に悪影響が及び、競争の激化につながるおそれがある。

当社はいくつかの事業で依然として価格競争に直面している。特に、取引所、スワップ執行ファシリティおよびその他の自動化されたトレーディング・プラットフォーム上で有価証券、デリバティブその他の金融商品を電子的に売買できることや、生成人工知能を含む新たな技術が導入および適用されることにより、引き続き収益に対する圧力が生じる可能性がある。

さらに多くの市場がより自動化されたトレーディング・プラットフォームに移行するにつれ、自動化された電子市場を直接に利用する傾向は今後も継続するものとみられている。当社は、上記およびその他の分野において競争圧力を受けており、今後も競争圧力を受け続けるおそれがある。

優秀な従業員の維持および確保は当社事業が成功するために不可欠であり、これが維持または確保できない場合には当社の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

人材は最も重要な資産である。当社は、優秀かつ有能な人材を維持・確保するべく他社と競争している。能力の高い従業員を維持・確保し、組み入れることができず、重要な役割を成功裏に移行することができず、または競争上の優位性を保つために必要な水準または形態において維持・確保し、組み入れることができない場合、競争上の優位性および経営成績を含む当社の業績は重大な悪影響を受けるおそれがある。優秀かつ有能な人材を維持・確保する当社の能力は多数の要因に左右されるが、かかる要因の一部は当社の支配の及ばないものである。

低い失業率、堅調な雇用市場ならびに従業員の期待、懸念および嗜好の変化等の要因によって、従業員を維持・確保するために必要な報酬費用は増加し、有能な人材をめぐる市場の競争はさらに激化する可能性がある。金融業界においては、従業員報酬に対して他の業界と比べてより厳しい規制が課

せられており、また課せられ続ける可能性があり、このことは競合他社に影響を及ぼす場合もあれば、及ぼさない場合もある。当社の報酬実務はこのようなより厳しい規制によって形成されており、その結果最も優秀な従業員を雇用・維持する当社の能力に悪影響が及ぶおそれがある。

国際リスク

当社は国際的に事業展開しているため、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされており、当社の事業に様々な悪影響を及ぼすおそれがある。

当社は多数の国で事業展開する企業が避けることのできない、国有化、強制収用、価格統制、資本規制、為替管理、公租公課の増加、グローバル・ミニマム課税、サイバーセキュリティ、情報の移転・外部委託に関する規制、新たな技術の利用に関する規制当局の監視、一定の種類の外国・資本市場活動の禁止、クロスボーダーでの上場に対する制限および政府によるその他の規制措置、ならびに戦争行為の発生または政治、行政における不安定性(中国と米国との間の緊張、ロシアとウクライナとの間のもしくは中東における戦闘の拡大および激化または世界各地における戦闘もしくはテロ行為の開始もしくは激化、ならびにそれに伴う世界経済・地域経済および当社の営業に対する潜在的な影響を含む。)等の可能性を含む、政治、経済、法律、税務、営業、フランチャイズ上その他多数のリスクにさらされている。証券・金融サービス業界や多国籍企業に適用される法令は、多くの国で不確定的かつ常に改正を繰り返し、突如変更されることがあり、または米国の法律と一致しないことがある。各市場における現地法の具体的な要件を判断したり、法改正に適應したりすることも困難な場合があり、結果的に当社の事業に悪影響が及ぶおそれがある。ある市場の現地法を継続的に遵守できない場合、当該市場で行う事業のみならず、当社の全般的な評判に対しても重大な悪影響を及ぼすおそれがある。またいずれの場合も、当社の企図する取引について法的に履行を強制できないというリスクにもさらされることになる。

多くの新興市場諸国が通貨の大幅な切下げ、ソブリン債の債務不履行または潜在的な債務不履行、資本規制および為替管理、インフレ率の上昇ならびに経済の低成長やマイナス成長をはじめとする政治面、経済面または金融面での深刻な混乱を経験している。国によっては、犯罪や汚職、および治安や個人の安全に関する問題も存在する。このような状況は、当社の事業に悪影響を及ぼし、かつ金融市場全体の変動性を高める可能性がある。

新型コロナウイルス感染症およびその変異株等の世界的な流行病その他の広範囲に及ぶ健康面での危機、自然災害、気候関連の事象、テロ行為もしくは軍事行為、または社会的もしくは政治的緊張により、新興市場や世界経済の他の分野に当社の事業に悪影響を及ぼすおそれのある経済、金融上の混乱を招き、あるいは当社の世界各国における事業の管理能力または遂行能力が損なわれるおそれのある移動制限やサプライチェーンに関する問題等の営業上の困難につながる可能性がある。

米国の会社として、当社は米国財務省外国資産管理局(OFAC)やこれに類する多国籍機関および世界中の政府機関による経済制裁および禁輸措置を遵守する必要があるが、これらは現地の法律とは相反する場合がある。当社および当社の子会社の一部はまた、米国および当社が事業を行う法域において適用される、銀行秘密法、米国連邦海外腐敗行為防止法および英国贈収賄防止法等のマネーロンダリング防止法および反汚職法の適用を受ける。かかる制裁や禁輸措置、マネーロンダリング防止法または反汚職法に違反した場合、当社および個々の従業員は、規制当局の強制措置や民事および刑事上で多額の制裁金・罰金に処せられる可能性がある。

買収、資産売却および合併事業に関するリスク

当社は、買収、資産売却、合併事業、パートナーシップ、少数株主持分の取得または戦略的提携において、期待した価値すべてを獲得することができないおそれがあり、また、一部の買収によって、当社の事業に新たなリスクが生じ、またはリスクが増大するおそれがある。

当社は、従前または今後の買収、資産売却、合併事業、パートナーシップ、少数株主持分の取得または戦略的提携(株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループとの提携を含む。)に関連し、オペレーショナル・リスクおよびその他のリスクを伴う可能性のある対象事業およびシステムの結合、移転、分割または統合(会計、データ処理等のシステム、経営管理および法人を統合または分割するニーズ、ならびに顧客、取引先および提携先との関係を統合するニーズを含む。)に係る様々なリスクおよび不確実性に直面する。このような戦略的計画の一部や、その統合により、当社の費用は増加する可能性があり、また財務上、経営上およびその他のリソースの追加も余儀なくされる可能性がある。

合併、パートナーシップおよび少数株主持分の取得の場合はさらに、当社の統制下でないシステム、管理および人員に関連した債務、損失または評判の低下に左右され、またこれらの被害を受ける可能性があるため、追加的なリスクと不確実性がある。また、当社といずれかの合併先またはパートナーとの間で対立または意見の不一致が生じた場合、関連する合併事業またはパートナーシップそれぞれを通じて予定していた利益に不利な影響を与える場合もある。

当社の買収済みの事業、売却資産または投資対象の統合もしくは分割が順調に進み、または期待した利益および相乗効果のすべてを生み出せるかについては何らの保証もない。当社が従前または今後の買収事業または売却資産を順調に統合または分割できない場合(取得した事業体のプロセス、ポリシーおよび手続を当社の基準に一致させることを含む。)、当社の業績、財政状態およびキャッシュ・フローが重大な悪影響を受けるリスクがある。

当社は、既存事業の拡大を含め、事業における一定の取組みにより、当社の顧客やアカウント・プロフィールに変化が生じたり、従前には当社の顧客や取引先の基盤に属していなかった個人や事業体と直接間接に関わったりすることで新たな資産クラス、サービス、競合相手や新たな市場に対するエクスポージャーを得る可能性がある。こうした事業活動により、当社は新たなかつ増強したリスク、事業活動に対する規制当局の監視の強化、信用関連リスク、ソブリン・リスク、コンプライアンス・リスクおよびオペレーショナル・リスクの増大ならびに資産の運用もしくは保有方法またはサービスの提供方法に関するフランチャイズ上および風評上の懸念にさらされることとなる。

< 訂正後 >

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載の「事業等のリスク」については、当該有価証券報告書の提出日以後、本訂正発行登録書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本訂正発行登録書提出日現在においてもその判断に重要な変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。